

栃木県アライグマ・ハクビシン防除実施計画の概要

栃木県環境森林部自然環境課

- 今年度満了するアライグマ防除実施計画について、対策を継続するため改定
- 計画の対象種にハクビシンを追加し、両種の捕獲を促進

1 計画の目的

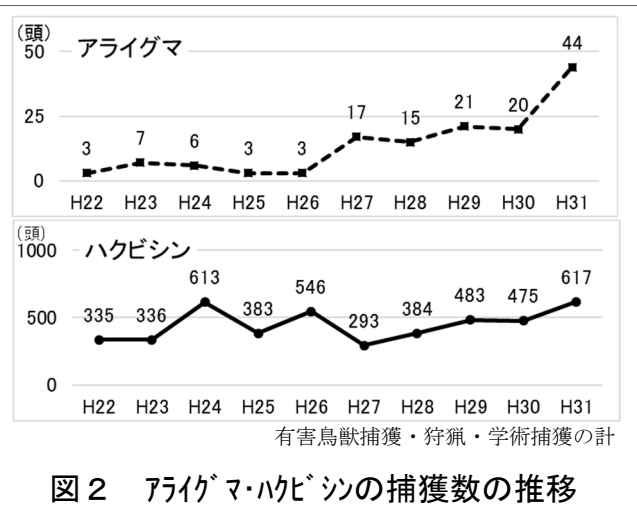
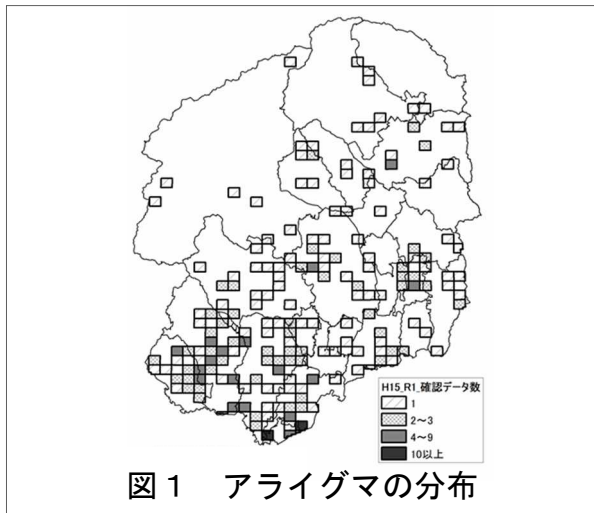
計画的かつ継続的に防除及び被害対策を実施し、各種被害の抑制と生物多様性の保全を図る。

2 計画期間と計画区域

- (1) 令和3（2021）年4月1日～令和8（2026）年3月31日
- (2) 県内全域（25市町）を対象

3 現状と課題

- (1) 本県では、ハクビシンの農業被害が甚大である。
アライグマの農業被害額はハクビシンと比較して少ないが、ハクビシンやタヌキなどの被害との区別がつきにくいために、アライグマによる被害と認識されていない可能性がある。
- (2) アライグマの分布が、県全域に拡大した（図1）。
- (3) アライグマは、情報件数や捕獲活動の実施に比べて捕獲数が少ない（図2）。
- (4) 狩猟者以外が捕獲した場合に適切な止めさしが困難である。
- (5) 捕獲のみでは個体数の抑制は困難である。



4 防除において留意すべき事項

- (1) 生態
アライグマ・ハクビシンとも、雑食性で食性の幅が広く、様々な環境で生息が可能で、家屋侵入による生活環境被害も発生する。
- (2) 総合的な対策
個体数の増加を抑制するためには、捕獲の推進のほか、農地への防護柵設置等により餌となるものを除去することと、古い木造建築等の侵入口を閉鎖する等すみかとなる環境の排除が重要である。

5 基本的な対策の方針

- (1) 捕獲の推進
- (2) 捕獲以外の対策
- (3) 普及啓発

6 講ずべき主な対策

対 策	内 容
(1) 捕獲	①有害鳥獣捕獲の推進 外来生物であるアライグマ・ハクビシンについては、狩猟免許所持者以外でも捕獲許可が得られるよう規制を引き続き緩和する。(栃木県第12次鳥獣保護管理事業計画)
	②市町における捕獲の推進 市町において、被害防止計画にアライグマ・ハクビシンを位置づけることにより、捕獲を推進する。
(2) 捕獲体制の整備	・適正な止めさし体制の整備 被害を受けている農業者等による捕獲も行われていることから、市町において捕獲個体の止めさしを速やか、かつ適正に行う体制を整備する。
(3) 捕獲以外の対策	①餌となるものの除去 農地への防護柵設置、農作物の収穫残渣の処理、不要果樹の伐採等、餌となるものを減らす対策を進める。
	②すみかとなる環境の排除 古い木造建築や空き家等の侵入口を塞ぐ等、地域において繁殖場所とさせない対策を進める。
(4) 普及啓発	・アライグマ・ハクビシン、その他の中型哺乳類との見分け、捕獲以外の対策について、普及啓発に努める。